

宮城県後期高齢者医療広域連合訓令甲第8号（平成19年3月28日）

職員の育児休業等に関する規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）及び職員の育児休業等に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第14号。以下「条例」という。）に基づき、職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成20年2月・一部改正）

（育児休業の承認の請求）

第2条 職員は、法第2条第1項に規定する育児休業の承認を請求するときは、育児休業承認請求書（様式第1号）を、育児休業をしようとする日の1月前までに、広域連合長に提出するものとする。

2 前項の請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類を添付するものとする。ただし、当該請求に係る子について既に育児休業の承認を受けたことがある場合は、この限りでない。

3 広域連合長は、育児休業の承認に関し必要な事項を確認する必要があると認めるときは、当該承認を請求した職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（平成20年2月・一部改正）

（育児休業に係る育児休業等計画書）

第3条 条例第3条第4号の計画は、育児休業等計画書（様式第2号）により作成するものとし、当該育児休業等計画書は、前条第1項の請求書と併せて広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した育児休業等計画書の記載事項に変更が生じた場合に

は、遅滞なく、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

(平成20年2月・一部改正)

(育児休業の期間の延長の請求)

第4条 第2条第1項及び第3項の規定は、法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(平成20年2月・一部改正)

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、養育状況変更届(様式第3号)により、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

育児休業に係る子が死亡した場合

育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 第2条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(平成20年2月・一部改正，平成22年8月・一部改正)

(職務復帰)

第6条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認が条例第5条に規定する事由に該当したこと以外の事由により取り消されたときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(平成22年8月・一部改正)

(育児休業に係る辞令の交付)

第7条 広域連合長は、次に掲げる場合には、職員に対して、別に定めるところにより辞令を交付するものとする。

職員の育児休業を承認する場合

職員の育児休業の期間の延長を承認する場合

育児休業をした職員が職務に復帰した場合

育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し，引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(平成20年2月・一部改正)

(育児短時間勤務の承認の請求)

第8条 職員は，条例第10条の規定による育児短時間勤務の承認を請求するときは，育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)を，育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに，広域連合長に提出するものとする。

2 前項の請求書には第2条第2項に規定する書類を添付するものとする。ただし，当該請求に係る子について既に育児短時間勤務の承認を受けたことがある場合において，当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは，この限りでない。

3 第2条第3項の規定は，育児短時間勤務について準用する。

(平成20年2月・追加)

(育児短時間勤務に係る育児休業等計画書)

第9条 条例第8条第5号の計画は，育児休業等計画書により作成するものとし，当該育児休業等計画書は，前条第1項の請求書と併せて広域連合長に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定は，前項の育児休業等計画書について準用する。

(平成20年2月・追加)

(育児短時間勤務の期間の延長の請求)

第10条 第2条第3項及び第8条第1項の規定は，条例第10条の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

(平成20年2月・追加)

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第 1 1 条 第 2 条第 3 項及び第 5 条第 1 項の規定は，育児短時間勤務について準用する。

（平成 2 0 年 2 月・追加，平成 2 2 年 8 月・一部改正）

（育児短時間勤務に係る辞令の交付）

第 1 2 条 広域連合長は，次に掲げる場合には，職員に対して，別に定めるところにより辞令を交付するものとする。

職員の育児短時間勤務を承認する場合

職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

育児短時間勤務の期間が満了し，育児短時間勤務の承認が効力を失い，又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合

法第 1 7 条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

（平成 2 0 年 2 月・追加）

（部分休業の承認の請求等）

第 1 3 条 職員は，法第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を請求するときは，部分休業承認請求書（様式第 5 号）又は部分休業承認請求書に代わるものとして別に定めるものに第 2 条第 2 項に規定する書類を添えて，部分休業をしようとする最初の日の 1 月前までに，広域連合長に提出するものとする。

2 広域連合長は，法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき部分休業の承認の可否を決定したときは，当該承認を請求した職員に通知するものとする。

3 部分休業の承認を受けた職員は，当該承認に係る時間の一部について部分休業の承認の請求を取り消すときは，部分休業承認請求書又は部分休業承認請求書に代わるものとして別に定めるものにより，あらかじめ広域連合長に届け出なければならない。

4 広域連合長は，法第 1 9 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の規定に基づ

き部分休業の承認を取り消したときは、当該部分休業に係る職員に通知するものとする。

- 5 第2条第3項及び第5条第1項の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同項中「養育状況変更届（様式第3号）」とあるのは、「養育状況変更届（様式第3号）又は養育状況変更届に代わるものとして別に定めるもの」と読み替えるものとする。

（平成20年2月・旧第8条繰下・一部改正）

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月18日訓令甲第2号）

この訓令は、平成20年2月18日から施行する。

附 則（平成22年3月24日訓令甲第3号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月11日訓令甲第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(平成20年2月・平成22年3月・平成22年8月・一部改正)

育児休業承認請求書

		請求年月日		年	月	日
宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿		請求者 所属		職		
				氏名		
地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項, 第3条第1項の規定に基づき, 育児休業の承認, 育児休業期間の延長を請求します。						
1 請求に係る子						
氏名						
生年月日	年	月	日	生		
続柄						
2 請求の内容	育児休業の承認 再度の育児休業の承認			育児休業期間の延長 再度の育児休業期間の延長		
	(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)					
3 請求期間	年	月	日	から	年	月
4 既に育児休業をした期間	年	月	日	から	年	月
	年	月	日	から	年	月
5 備考						
<p>(注) 1 この請求書(育児休業期間の延長に係るものを除く。)には, 請求に係る子の氏名, 請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書, 母子健康手帳の出生届出済証明書, 官公署が発行する出生届受理証明書等)又はその写しを添付すること。</p> <p>2 子の出生前に請求する場合は, 「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし, 「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は, 出生後, 速やかに行うこと。</p> <p>3 「5 備考」欄には, 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に, 職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間, 休暇等に関する規則(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合規則第8号)第22条第1項第12号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては, その氏名, 請求者との続柄及び生年月日, 請求に係る子が養子の場合においては, 養子縁組の効力が生じた日, 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては, その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。</p> <p>4 該当する には, レ印を記入すること。</p>						
(任命権者記入欄)						
受 理 年 月 日	年	月	日	承認	不承認	
決 裁 年 月 日	年	月	日	としてよろしいか伺います。		
決 裁 欄				職		
				氏名		

様式第2号（第3条，第9条関係）

（平成20年2月・平成22年8月・一部改正）

育 児 休 業 等 計 画 書

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿		提出年月日		年	月	日
				所属		
				職		
				氏名		
<p>職員の育児休業等に関する条例第3条第4号，第8条第5号の規定に基づき，再度の育児休業，再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので，育児休業等の計画について下記のとおり提出します。なお，記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。</p>						
1 請求の別	育児休業		育児短時間勤務			
2 請求に係る子						
子の氏名		生年月日	年 月 日生			
3 請求者の計画						
請求期間	年 月 日から		年 月 日まで			
再度の請求予定期間	年 月 日から		年 月 日まで			
4 備 考						
<p>(注) 1 育児休業等計画書は，育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と併せて（変更の届出の場合は，記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。 2 請求者の請求期間には，育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。 3 子の出生前に提出する場合は，「2 請求に係る子」欄の記入は，出生後，速やかに行うこと。 4 変更の届出の場合は，変更する箇所のみ記入すること。 5 該当する には，レ印を記入すること。</p>						

様式第3号(第5条関係)

(平成20年2月・平成22年8月・一部改正)

養育状況変更届

年 月 日届出

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿

所属

職

氏名

次のとおり育児休業(育児短時間勤務)(部分休業)に係る子の養育状況に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

休業等に係る子を養育しなくなった

同居しなくなった 負傷・疾病 託児できるようになった

その他()

休業等に係る子が死亡した

休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む)

休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

その他()

2 発生日 年 月 日

様式第4号(第8条関係)

(平成20年2月・平成22年3月・平成22年8月・一部改正)

育児短時間勤務承認請求書

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿		請求年月日 年 月 日	
		請求者 所属	
		職	
		氏名	
職員の育児休業等に関する条例第10条の規定に基づき、育児短時間勤務の承認、育児短時間勤務期間の延長を請求します。			
1 請求に係る子			
氏名			
生年月日	年 月 日生		
続柄			
2 請求の内容	育児短時間勤務の承認		育児短時間勤務期間の延長
	再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)		
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 の勤務の形態)		
	勤務の日及び時間帯	月(: ~ :) 火(: ~ :) 水(: ~ :) 木(: ~ :) 金(: ~ :)	
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで		
6 備考			
(注) 1 この請求書(育児短時間勤務期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)又はその写しを添付すること。 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。 4 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。 5 該当する には、レ印を記入すること。			
(任命権者記入欄)			
受理年月日	年 月 日	承認	不承認
決裁年月日	年 月 日	としてよろしいか伺います。	
決裁欄		職 氏名	

様式第5号(第13条関係)

(平成20年2月・平成22年3月・平成22年8月・一部改正)

(表)

部分休業承認請求書

宮城県後期高齢者医療広域連合長 殿			請求年月日	年	月	日
			所属			
			職			
			氏名			
地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、部分休業の承認を請求します。						
1 請求に係る子						
氏名						
生年月日	年	月	日生			
続柄						
2 請求期間及び時間	期		間	時 間		
	年 月 日から	年 月 日まで	毎日	午前 時 分～	時 分	午後 時 分～
	年 月 日から	年 月 日まで	毎日	午前 時 分～	時 分	午後 時 分～
3 備考						
<p>(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)又はその写しを添付すること。</p> <p>2 部分休業の承認の請求を取り消す場合は、その旨を裏面に記入すること。</p> <p>3 該当する には、レ印を記入すること。</p>						
(任命権者記入欄)						
受理年月日	年	月	日	承認	不承認	
決裁年月日	年	月	日	としてよろしいか伺います。		
決 裁 欄				職 氏名		

(裏)

下記の時間について、部分休業の承認の請求を取り消します。

日付	休業の承認の請求 を取り消した時間		時間数	請求者印	事務局 長印	事務局 次長印	備考
	午前	午後					
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				
	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分				